新型コロナウィルス感染拡大による緊急事態宣言に伴う弊社業務体制について

登録管理ネットワークでは、このたび新型コロナウィルス感染症 (COVID-19)の拡大による 緊急事態宣言を受け、政府意向に沿うべく感染防止に最大限配慮しながら、4月9日から発令が 解除されるまでの間、出勤体制を変更し、以下の通り業務を行います。

何卒ご理解ご了承くださいますようよろしくお願い申し上げます。

【弊社書類交付窓口での書類交付業務ついて】

今までどおり、全国215箇所での書類交付窓口業務を継続しております。

(補足事項)

現時点で書類交付窓口における新型コロナウィルスへの感染等の情報はございません。 休業となる書類交付窓口が判明した場合には、速やかにご報告します。

【書類送付による書類交付業務について】

書類の請求をいただいてから、配達業者の事情により書類の到着にお時間を要する可能性が ございますのでご了承をお願い致します。

【お電話でのお問合せについて】

出社体制の変更に伴い、電話回線数を制限してご対応させていただきます。

そのため、お問い合わせのお電話がつながりにくくなることが予想されますのでご了承をお願い致します。また、お客様のお問い合わせにお時間を要する可能性がございますのでご了承をお願い致します。

お客様にはご不便をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。 なお、今後の状況により、弊社体制を変更する場合にはあらためてご報告いたします。

以上